

避難勧告発令の件

2017年10月22日 22:35分

台風21号による土砂災害に関連する避難勧告が発令された。

避難勧告発令による行政及び地域住民の対応

1. 京都市役所（防災管理室）から緊急避難場所開設指示
2. 伏見区役所（深草支所）深草支所から自主防災会会長（森澤幸次氏）に指定避難場所開設の連絡（注）深草学区の土砂災害時の指定避難場所は、指定警戒区域町内が一部に特定され、避難者数も少数と予想されるので、深草小学校のみとしています。
3. 森澤会長から深草小学校避難所の“鍵”保管者福間副会長及土砂災害対象地域（4班、5班）の自主防災会役員、幹事に避難所での待機指示。（4班の対象町内坊町及び新坊町）

注）直違橋6丁目は4班ですが土砂災害の指定警戒区域町内ではありません。
4. 10月22日 22:35分以降 施設管理者（深草小学校校長）、深草支所職員（担当管理職）及び自主防災会役員、幹事が小学校正門前及び避難所入り口付近で待機
5. 10月23日 04:00分 随時気象情報を確認し、この時間以降の避難者はないと判断し自主防災会役員、幹事は任務解除した。施設管理者及び深草支所職員は避難勧告が解除されるまで待機した。（記事）担当役員が避難所に待機中に3、4名の方が来られたが、居住区が土砂災害指定警戒区域町内ではなかったので今回の避難勧告の目的、内容を説明し帰宅して頂いた。